

公立大学法人横浜市立大学交流プラザ管理運営要綱

平成17年4月1日 制定

第1条 この要綱は、横浜市立大学交流プラザ（以下「市大交流プラザ」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 市大交流プラザは、本学の教育・研究の推進並びに市民や企業、本学卒業生等との交流を深めるために使用する。ただし、特に本学が次の各号に該当すると認めたときは、これを許可しないことがある。

- (1) 本学の教育・研究または施設管理に支障があるとき。
- (2) 政治、宗教または営利を目的とする使用であるとき。

第3条 市大交流プラザ内に次の施設を置く。

- (1) 多目的ホール
- (2) 会議室1、2
- (3) ラウンジ
- (4) 事務室
- (5) トイレ

第4条 市大交流プラザは、午前8時45分から午後5時15分までの間、利用できるものとする。ただし、本学が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きに定める利用時間以外の時間に利用を希望する者は、予め事務室へ申請し許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、守衛室に許可書を提示のうえ開錠又は施錠を行うこととする。

第5条 市大交流プラザの休館日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで）とする。

2 前項の休館日に利用を希望する者は、予め事務室へ申請し許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、守衛室に許可書を提示のうえ開錠又は施錠を行うこととする。

第6条 利用者は、この要綱の各条項を遵守し施設、設備機器及び備品等を正常な状態に保つようしなければならない。

第7条 本学は、利用者が利用条件に違反したとき、又は利用申込書に虚偽の記載をしたときは、利用を取り消すことができる。

第8条 利用者がこの要綱の各条項に違反した場合は、相当の期間利用を停止する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。